

認定基準の審査について

1. 実績と遵法性

法認定と同様とする。

- 5年以上の業務実績があり、過去5年にわたり特定不利益処分を受けていないこと

【提出書類】

- ・許可証の写し
- ・誓約書

2. 事業の透明性

項目は、概ね法認定と同様とするが、「直前1年間の処理の工程」、「財務諸表」を除く。必要書類、審査内容については、法認定同様

- 事業の透明性に係る基準について、インターネットによる公開をしていること

【内容】

次の事項についてインターネットによる公開をしていること

- ・会社情報等（基礎情報）
- ・事業計画の概要
- ・許可証の写し
- ・施設に関する事項
- ・事業所ごとの処理工程図
- ・直前3年間の受入量・処分量・中間処理後の処分量
- ・直前3年間の維持管理状況（対象施設のみ）
- ・直前3年間の熱回収実績（対象施設のみ）
- ・処理料金の提示方法
- ・組織・人員に関する事項
- ・事業場の公開の有無・公開頻度

【提出書類】

- ・公開部分をプリントアウトしたもの

3. 環境配慮等の取組

□ (1) 又は、(2) ~ (12) の基準のうち、5つ以上満たしていること

(1) ISO14001、エコアクション21等の認証を受けていること

【提出する書類】

- ・認定証の写し

(2) エコおおいた推進事業所登録制度の登録を受けていること

【内容】

- ・事業者が、CO₂の発生抑制や事業所からの廃棄物の排出抑制などに関する自主的な取組を県に登録する制度
- ・登録に関する取組で、他の基準と重複している場合は、その基準を含めない。
(例) 取組として、環境保全に係るボランティア活動を登録している場合は、(6)については含めない。

【提出する書類】

- ・登録証の写し

(3) 従業員への研修・教育に取り組んでいること

【内容】

- ・従業員教育に取り組んでいる。(社内研修、他社の施設見学、行政・協会・団体等の外部団体が行う産業廃棄物関係講習会の受講など)
- ・原則、従業員全員が1年に1回以上受講している。

【提出書類】

- ・直前1年間の実施状況を示す書類

(4) 作業マニュアル、施設のチェック表が整備されていること

【内容】

廃棄物処理に関する業務マニュアルが整備されており、従業員が常時使用できる状態になっている。

【提出書類】

- ・廃棄物処理に関する業務マニュアル及び安全作業マニュアル等

(5) 地域住民と良好な関係を構築することに努めていること**【内容】**

例えば、次のいずれかに該当

- ・地元住民等と生活環境の保全に関する協定を締結している。
 - ・施設の稼働に伴う生活環境保全について、地域説明会を開催している。
 - ・地域住民に対して、施設の公開を行ったり、見学会を開催している。
 - ・産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業により、事業主体として対策を実施している。
- など

【提出書類】

以下の該当する書類

- ・協定書の写し
- ・直前1年間の実施記録の写し
- ・産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業申請書の写し

(6) 環境保全に係るボランティア活動に取り組んでいること**【内容】**

ボランティア活動に積極的に取り組んでいる。

【提出書類】

ボランティア活動が確認できる書面（パンフレット、参加者名簿等のボランティア活動に関する書面、印刷物、写真、業務日誌等）

(7) 環境カウンセラー、公害防止管理者等の環境に関する有資格者がいること**【内容】**

環境カウンセラー、公害防止管理者、環境教育アドバイザー、環境計量士など

【提出書類】

- ・資格を証明する書類の写し
- ・従業員であることを証する書類

(8) 一般社団法人大分県産業資源循環協会又は、大分県環境保全協議会に加入していること

【内容】

一般社団法人大分県産業資源循環協会又は、大分県環境保全協議会に加入している。

【提出書類】

- ・ 会員証又は会員名簿など加盟を証明する書面の写し

(9) 大分県リサイクル製品認定制度の認定を受けていること

【内容】

廃棄物の有効利用やリサイクル産業の育成を図ることを目的に、県内で製造される優れたリサイクル製品を認定する制度

【提出書類】

- ・ 認定証の写し

(10) 県内の平均的な産業廃棄物処理施設以上の環境保全措置を講じていること

【内容】

(中間処理施設の場合)

次のいずれかに該当すること

- ・ 産業廃棄物の保管について、建屋内であり、床がコンクリート等により不浸透性となっており、廃棄物が品目ごとに区分されていること。または、これと同等の保管がされていること。
- ・ 飛散、騒音等に配慮し、施設が屋内（壁付き。以下、同じ）に設置されている（破砕施設に限る）
- ・ 施設は、密閉式の構造又は、屋内に設置され、脱臭装置があること（堆肥化施設に限る）
- ・ 悪臭の発散等を防止するため、施設は屋内に設置されていること（脱水施設に限る）

(最終処分場の場合)

- ・ 車両タイヤの洗浄設備が設置されていること

【提出書類】

- ・ 建物、施設の平面図、立面図、構造図等の図面
- ・ 環境保全措置を確認できる写真

(11) 低公害型建設機械を導入していること

【内容】

- ・「建設機械に関する技術指針」における排出ガス対策型建設機械
- ・「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」における低騒音型建設機械・低振動型建設機械
- ・その他電気駆動・LPG駆動等の重機

【提出書類】

重機の型番を示した一覧表及び写真（排出ガス対策型建設機械，低騒音型建設機械・低振動型建設機械についてはステッカーを貼付している写真も添付）、使用権限を有する書類

(12) 災害廃棄物処理に協力できること

【内容】

次のいずれかに該当すること

- ・一般廃棄物処分業の許可を有している。
- ・市町村と災害廃棄物処理に関する応援協定を直接結んでいる。
- ・市町村と災害廃棄物処理に関する応援協定を間接的に結んでいる。
- ・一般廃棄物処理施設設置許可を受けた施設を有している。

【提出書類】

- ・許可証又は協定書の写し

4. 電子マニフェスト

法認定と同様とする。

□電子マニフェストに対応していること

【提出書類】

- ・電子マニフェストシステム加入証の写し

5. 財務体質の健全性

法認定と同様とする。

□財務体質の健全性に係る基準に適合していること

【提出書類】

- ・直前三年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ・国税（法人税）及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書又はその写し等

以下は、該当する場合に提出

- ・都道府県税（道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税）について、都道府県税事務所長等（道府県民税・都民税については個人の場合は市町村長等）が交付する納税証明書又はその写し等
- ・市町村税（市町村民税・特別区民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税）について、市町村長が交付する納税証明書又はその写し等
- ・社会保険料について、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し（申請者が国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者が発する納付証明書又はその写し）等
- ・労働保険料について、地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等